

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日 時

平成20年2月15日(金)午後1時30分～午後4時30分

第2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員)五十音順,敬称略

石井徹夫,石黒康仁,岩田泰子,上田邦彦,大久保博,岡崎勲,押切瞳,
近藤文子,林義亮,丸山征,森和雄,山上晃,山崎恒(委員長),
四方耀子

(事務担当者)

吉武雅人,野寺富和,大野方巳,三浦紀内,境敏博,七尾聡,樋口博一,
吉田勝行

第4 テーマ

少年審判について

第5 議事

- 1 模擬少年審判DVD視聴
- 2 審判廷及び法廷の見学
- 3 問題提起及び説明
- 4 意見交換(以下, 委員長, 委員, 事務局)

模擬少年審判のDVDを見て,審判の進め方,手続について理解を得るには
適当かと思う。ただ,少年事件に専門的に関わる委員の皆さんは,事件の
背後にある様々なことを踏まえて少年の処分について判断されているはずで
あり,実際どの点にどう着目したのか。プロセスをもう少し加えるべきと思

う。

（模擬少年審判DVD中の少年事件が）共犯ということだったこともあって、交友関係があまり良くないかもしれない、と感じた。

家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）の調査における学校への照会の中で、私たち少年補導員のような少年事件に協力的な人がいるかを聞いた上で、そのような人に対して、少年の交友関係や、日常の生活等について尋ねてみると、少年のより深い部分が見られることもある。少年の処分を考えるに当たっては、そういった社会資源を利用してもらいたい。

調査官の調査については、まず少年及びその保護者に面接調査を行い、非行に至った動機や経緯の解明と日ごろの問題行動の把握を行った上で、少年に対してどういう手当てをすれば再非行を防げるのかという点について、裁判官に対して意見を出すといったことをしている。

また、家庭訪問をしてその家族の生活実態を見たり、学校に訪問して担当の先生と話すなどしている。ただ、最近では、学校でも書面だけでは書き切れない情報を持っていることもあって、個人情報の関係で書面化できない場合は、実際に学校に伺い、取扱いに留意しながら処遇上の重要な情報として活用している。

他にも、目に見えた教育的働き掛けとして、当庁では、社会に貢献する体験（清掃活動等）、当庁以外では、親子と調査官で合宿して、親子の絆を確認し合う、といった処遇的な試みも行っている。

被害者の意見聴取件数が増えているとのことだが、横浜家裁における意見聴取件数の33件の割合はどのようなものか。

また、凶悪事件は減っているというが、凶悪事件は暴発的な事件ととらえると、逆に鬱屈する少年が多くなっていると受け止めてよいのか。

身柄事件の少年が増えている。これは、少年にとってどういう処遇をしたらよいのかを少年鑑別所の資質鑑別に付して、その鑑別結果に応じて考えな

ければならない，という難しい問題をはらんでいる少年が多くなっているということを示している。

当面している少年の問題性とは，大きく分けると，少年本人の問題性と家庭環境の問題性の2つがあるといえる。少年本人の問題性というのは，発達障害，あるいは虐待又はネグレクトを受けた等生育過程に問題のある場合等であり，家庭環境の問題とは，経済状況が悪く，家族が離散している状態の中で，住む所や食べる物に困って窃盗等の犯罪を犯す場合である。裁判所としては，後者の方が処遇に困る場面が多い。というのも，後者のような少年は，家庭においてしつけが全くできていないので，社会資源を見つけても，その処遇にうまく少年が乗ってこない可能性があるが，だからといって，すぐ少年院に入れるほどまでの非行性もない。こういう少年については，正直手詰まりの状況である。

通常，調査官の意見が相当程度少年の処遇に影響を与えられるので，どういう方が調査官となっているのかが重要になると思う。

裁判官が審判に臨む場合には，調査官の調査報告書が判断材料になると思うので，その後の限られた時間の審判結果で，調査官と裁判官の結論が異なると，時間も労力も掛けた調査官の調査のやり方に問題があったのではないかと，と思わざるを得ない。

また，裁判官の中でも，経験豊富で心理的な側面も含めてすべての材料を判断できる方と，若い裁判官で家庭環境も恵まれて社会経験も少ない方とは随分違うのではないかと。家庭裁判所の裁判官には経験がとても重要ではないかと，感じる。

そこで，調査官には総合的な判断が必要であり，そのためにも社会経験の豊富な方を様々な分野から登用してもいいのではないかとと思う。

調査官は法律を含む行動科学の専門試験，人物試験を経て，毎年50人程度を採用し，そして部内で一貫して育成しており，途中から民間の方を採用

するシステムはない。しかし、年齢層は22歳以上30歳未満と幅があり、社会経験のある者もいる。採用後は、調査官補として、裁判所職員総合研修所で10か月、その他は現場の仕事の中で研修する。現場では、ベテランの主任調査官の下で主任調査官の事件を共に担当する中で研修する。そして2年の研修後修了試験を経て調査官として一人で事件を担当することになる。

調査官は、いわゆるチームで仕事をしているといえる。ベテランの主任調査官が担当者にアドバイスしたり、「三者カンファレンス」といわれる、裁判官、事件をマネジメントする書記官、そして調査官が頻繁に打合せをするなどしている。その中では、裁判官と調査官が対立構造をもって事件を進めているわけではなく、すり合わせをやりながら事件を進めているので、実務上調査官意見と審判結果に乖離があるわけではない。

ただ、審判は少年や保護者にとって大変大きな出来事であり、審判中のぎりぎりのやり取りの中で、新事実が出てきたり、新しい心情が吐露されることがある。そうになると、調査官の意見と違う結論を選択することも考えられるが、その場合でもいったん休廷して、再度三者カンファレンスをして意見交換をし、その後、最終的に裁判官が決断をする、という流れになる。

主に身柄事件の場合、事件が受理されると、裁判官が法律記録を読み、事件の問題性を考えた上で調査官に調査を命ずるが、この際に、カンファレンスを設けて、こういう点に注意して聞いてほしい、という点を調査官に伝えている。その後、調査官が少年や保護者と1、2回会った後、中間カンファレンスを開いて、処遇の方向性を考えていく。そして、最終的に在宅の処分にできるか否か判断するに当たって、調査官に家庭訪問や学校に行ってもらったりして、少年の周りの環境について調べてもらっている。また、審判前日においても1時間程度カンファレンスを行っている。このように、事件受理から審判まで裁判官と調査官とが相談をして、その少年の問題性等について緊密に話し合っている。

また、精神科医の診察を求めて、少年に何らかの精神的な障害があると認められれば、どこの少年院の処遇プログラムに当たらせばよいか、ということ調査官を通じて鑑別技官に聞いてもらっている。

通常、少年法は「刑罰に代えて保護」するという思想でできている。しかし、重大事件であると、被害者のことについても考える必要もあり、裁判官としては、「保護にもかかわらず刑罰」を科さなければならない場面もある。そういう場合には、矯正教育に当たらせるべき、という調査官の意見とは異なる結論になる場合もある。

試験観察は、調査官が継続的に人の心のひだに近いところまで迫っていくような役割を果たすことが重要に思う。試験観察によって、事件の事実がよりわかるようになったり、少年にとっても自分自身の理解を深める等の効果があるように思う。

調査官は、1件に対して面接等にどのくらいの時間を掛け、また頻度はどのくらいなのか__。また、記録はだれが作るのか。

__編注 この質問に当日回答はなかったが、現実には事件によって異なり、問題性の大きい少年では2、3回程度面接を行い、1回当たりの時間は1時間半から2時間であるが、在宅事件で問題性の小さい少年では、1回で時間も1時間程度で終わるものもある。

「法律記録」のうち、「少年事件送致書」以下の記録は、警察から検察に事件が送られた際の書類である。その後、検察庁での必要な捜査を行い、調書等集めた証拠を加えた上で、「送致書(甲)」を添付して、家庭裁判所に送っている。

なお、罰金刑以下の罪に関する事件については、警察から検察庁を通らずに家庭裁判所に直接送致される取扱いとなっている。

家庭裁判所に送付された法律記録には、家庭裁判所で作成した観護措置決定書や審判に臨むに当たっての付添人の意見書、審判調書、決定書等を編て

つしている。

緑色のファイルの「少年調査記録（社会記録）」は、少年に関する調査資料について調査官が収集し編てつしている。社会記録の中には、調査官が「少年調査票」と呼ばれる調査結果に関する報告書を作成して編てつしており、その末尾には調査官の処遇意見が書かれている体裁となっている。また、鑑別所が作成した「鑑別結果通知書」も社会記録に編てつされている。

少年審判における犯罪被害者制度については、裁判官が被害者傍聴を認めるか否かの判断をする際にどのような指針で考えたらいいのか。あの狭い審判廷の中に被害者が入ってくるとすると、審判の雰囲気はどう変わっていくのか、非常に危ない気がする。少年法改正に関する法務省の法制審議会の答申が出され、被害者における審判傍聴を認める方向で法律が変わる流れがある中で、率直に言って、皆さんはどのような御意見をお持ちなのか。私自身としては、少年審判は子どものためにあるというのを第一に考えてほしいと思う。

被害者が審判廷に出てきたら、少年としては萎縮するだろう。少年審判の本来の目的からずれていくような気がする。

裁判官が審判に入る前にどれだけの準備をするのか。少年事件については、捜査段階、調査段階においてどれだけ本当の真実に迫れるか、特に難しいところがあるように思う。少年のその後の成長を支援できるかという観点に立ち、審判傍聴について、この場合には許される、又はだれが許されるのか、といった議論を深める必要がある。

あの審判廷の場で傍聴を認めたらどういう事態になるのか、ということを考えて心配になった。最終的には少年自身も被害者であって、社会に復帰させ健全な育成をして保護すべきであるという視点は重要である。しかし、他方で、審判廷は裁く場であり、さらに当事者が審判廷に出て傍聴するとなると、少年は緊張するだろう。真実に近づく審判を行うためにも、少年に対

して心理的に配慮した場作りが重要となると思う。

被害者が審判を傍聴したいという権利はあると思うが、一方で被害者が法廷に出てくるといのは、お互い疲れてしまうのではないか、と思う。できれば、ビデオリンクのような設備を設けてほしい。

ビデオリンクについては、刑事においては、主に性的被害を受けた方が被告人の前で証言することが怖い、ということで別室で証言を行ってもらったり、民事においては、本庁と支部間で利用したりしている。

そもそも、被害者等が審判傍聴できるということになると、あの狭い審判廷でどうやって傍聴するか、と考えるのではなく、その制度に合わせた器を作らざるを得なくなるはずである。今ある器に合わせて制度を作っていたら、昔のままで何も進展しない。そもそも、少年審判が非公開のいわばブラックボックスの中で行われ、被害者が知らない間に結論が出ている、といったようなことが本当に良いのか、ということからこの審判傍聴の議論は始まったのであって、この流れは後退させられないと思う。現在の器で行うと何が弊害で、その弊害を防ぐにはどのような設備が必要なのか、ということをもまず考えるべきである。

被害者の審判傍聴を行うことになると、審判廷の整備が必須となる。少年が自由に発言できるような審判廷の構造はどのようなものか、ということの研究し、それに向けての整備をしていかなければならないと考える。

少年が審判廷で審判を受けるといっただけで緊張してしまって、実際のところ、裁判官の言うことをどれだけ理解しているのかわからない。そういう中で、被害者が傍聴している前で、少年が審判を受けるとなると萎縮するだろう。被害者が審判傍聴するとなると、少年審判の質を保っていくのは難しいと思う。まずは、設備的なものを配慮していかないといけない。

5 次回テーマについて

家庭裁判所は、事務官、書記官、裁判官、そして調査官まで様々な職種の

者がいるが、人材をどうやって育成していくかは組織として大きな問題といえる。

そこで、次回のテーマを「組織中での人材育成のあり方について」として、現在、裁判所ではどのような人材の育成システムがあるのかについて御説明した後、豊富な社会経験をお持ちの委員の皆様から御意見等をお伺いしたい。

裁判所の組織は弁護士でも分からない。特に、家庭裁判所は特別な役職の専門官がいることから、家庭裁判所はこういった組織であると分かる文書を事前に送付していただきたい。

6 次回期日について

平成20年6月13日(金)(当庁本館5階大会議室)